証券コード6347
平成29年６月８日

株　主　各　位

埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地
株式会社　プ　ラ　コ　ー
代表取締役社長　黒　澤　秀　男

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、委任状にて議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご署名・ご捺印のうえ、同封の議決権行使書用紙と一緒にご返送下さいますようお願い申しあげます。

また、議決権行使書用紙により議決権を行使される場合には、平成29年６月27日(火曜日)午後５時30分までに到着するようご返送下さい。

敬具

記

1. **日　　時**　平成29年６月28日（水曜日）午前10時
2. **場　　所**　埼玉県さいたま市岩槻区太田３丁目１番１号
　さいたま市民会館いわつき（５階会議室）
　（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. **会議の目的事項**
　(1) **報告事項**　第57期(平成28年４月１日から平成29年３月31日まで)事業報告、計算書類報告の件
　(2) **決議事項**
　第１号議案　取締役４名選任の件
　第２号議案　監査役３名選任の件
　第３号議案　資本金の額の減少及び剰余金の処分の件
4. **招集にあたっての決定事項**
　(1)賛否の表示が無い議決権行使書用紙の取扱いについて

各議案について賛否の表示が無い議決権行使書用紙が提出された場合には、原案に「賛成」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(2)議決権不統一行使に際してのご通知方法

議決権不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社までご通知下さい。

(3)代理人による議決権行使

代理人によって議決権を行使される場合には、①代理権を証する書面（委任状)、及び②株主様の議決権行使書用紙その他株主様本人を確認できる資料のご提出が必要となります。ただし、ご提出いただく代理権を証する書面（委任状）が同封の委任状用紙を用いたものである場合には、委任者たる株主様の本人確認書類が添付されていなくても有効な委任状として取り扱わせていただきます。なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様１名とさせていただきます。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙（または同封の委任状用紙）を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。
◎　株主総会参考書類、事業報告書及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.placo.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、米国や欧州を中心とした海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響等により、先行きは不透明な状況が続いております。

当社の関係するプラスチック加工業界は、原油価格の下落により、設備投資に積極的な動きが見られた一方で、安価な輸入品が増加しているため収益改善に至らず、既存設備の稼働率の向上や延命によって対応しており、設備投資の機運が高まらない状況も存在します。

このような状況下、当社におきましては、営業と生産部門の連携を強化し、営業体制の強化を図ることで採算性を重視した新規受注確保に努めました。

生産面では、高付加価値製品の研究・開発を進める一方で、海外外注生産の改善活動を推進させるとともに、国内仕入先と協力して生産性や品質の向上に努めました。仕入コスト、外注加工費の低減に加え、設計、加工段階での効率化が進んだ結果、生産コストは大幅に改善している状況にあります。

以上の結果、当事業年度における売上高は、前年より増加し36億９千５百万円となりました(前期比6.9%増)。利益面につきましては、上記施策による製造原価率の改善により、営業利益２億６千４百万円（前期比103.7%増)、経常利益２億６千５百万円（前期比111.8%増)、当期純利益２億６千２百万円（前期比184.7%増）となりました。

当期配当につきましては、繰越損失もありますので、株主の皆様には誠に不本意ながら引続き無配をお願い申しあげる次第でございます。

(2) 事業別の概況

事業別の概況は、次のとおりであります。

（単位：千円）

部門	売上高		
	金額	前期比増減	構成比
インフレーション成形機事業	1,766,407	11.1%	47.8%
ブロー成形機事業	1,267,360	0.2	34.3
リサイクル装置事業	27,480	△66.4	0.7
メンテナンス事業	634,513	22.0	17.2
合計	3,695,761	6.9	100.0

① インフレーション成形機事業

インフレーション成形機事業につきましては、国内外に汎用及び高機能フィルム成形機を複数台納入することができ、押出機や巻取機等の売上が好調に推移したことから、当事業年度の売上高は前年と比べ増加しました。

この結果、売上高は17億６千６百万円(前期比11.1%増)となりました。

② ブロー成形機事業

ブロー成形機事業につきましては、「小型樹脂タンク用ブロー成形機」を納入した他、簡易トイレ製作用大型ブロー成形機を含む機械を多数納入した結果、当事業年度の売上高はほぼ前年通りとなりました。

この結果、売上高は12億６千７百万円(前期比0.2%増)となりました。

③ リサイクル装置事業

リサイクル装置事業につきましては、再生機や粉砕機が主な納入実績にとどまり、当事業年度の売上高は前年と比べ大幅に減少しました。

この結果、売上高は２千７百万円(前期比66.4%減)となりました。

④ メンテナンス事業

メンテナンス事業は、部品等の販売・補修などでありますが、補修部品や工事等の受注が増え、当事業年度の売上高は前年と比べ増加しました。

この結果、売上高は６億３千４百万円(前期比22.0%増)となりました。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資の総額は３千４百万円であり、その主なものは本社事務所及び工場等の改装費用であります。

一方、資金調達については、期中に長期借入金として９千４百万円の借入を行ないました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

項目＼期別	第54期（自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）	第55期（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）	第56期（自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）	第57期(当期)（自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）
売上高	3,076,969千円	3,465,014千円	3,457,430千円	3,695,761千円
経常利益	126,020千円	71,657千円	125,490千円	265,779千円
当期純利益	104,143千円	52,332千円	92,063千円	262,112千円
１株当たり当期純利益	3円84銭	1円93銭	3円40銭	9円69銭
総資産	2,689,719千円	2,343,272千円	2,622,980千円	2,554,709千円
純資産	332,769千円	394,446千円	485,062千円	689,619千円

（注）1. １株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第57期より、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行株式数から控除される自己株式数には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」導入において設定した信託Ｅ口が所有する当社株式を含めております。

(9) 会社の対処すべき課題

今後の事業環境については、大手メーカーの事業統合・再編の動きが加速し、競争力強化を図ることにより、全体的には設備投資に積極的な動きがある一方で、収益確保に至らず設備投資に前向きに進めない状況もあり、不透明さは続いております。このような状況下、当社は省エネ、高生産、高品質を主眼とした高付加価値商品の開発、販売促進に注力いたします。

インフレーション成形機事業では、食品包装・産業資材用フィルムの高生産化、高品質化に向けて、改良・改善を重ねるとともにユーザーニーズを汲み上げた開発を実施いたします。

ブロー成形機事業では、「小型樹脂タンク用ブロー成形機」を更に改良し高効率、高機能化を進めます。また、好評を博しているハイブリッド型締装置を備えたＤＡＨシリーズ、工場環境の保全とクリーン化に貢献する全電動式ブロー成形機、工業・産業製品向け大型ブロー成形機の販売に注力します。

メンテナンス事業では、省力化、高機能化への装置改良に加え定期修理など顧客への提案を重点に置き売上高の増加を図ります。

生産面では更なる品質の向上を図り、追加コストを削減し、目標利益の確保を目指します。

また、人材育成にも一段と注力し、計画的な取り組みを継続して、企業体質の強化に全社をあげて鋭意努力していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(10) 主要な事業内容

プラスチック成形機械は、押出成形法によるインフレーション成形機及びブロー成形機であります。環境・リサイクル装置は破砕機を主力にしております。

また、それらに関連した各種機器類の製造、販売を行っております。

以上の機械、機器等は主に当社の考案、設計によるものです。

(11) 主要な営業所及び工場

1.	本　社		埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地
2.	営業所	本社営業部	埼玉県さいたま市岩槻区
		名古屋支店	愛知県名古屋市名東区
		大阪支店	大阪府吹田市
		九州営業所	佐賀県鳥栖市
3.	工　場	本社工場	埼玉県さいたま市岩槻区
		掛川工場	静岡県掛川市

(12)従業員の状況

区　分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名		歳	年
男　性	64	2名減	42.4	14.6
女　性	11	－	43.5	11.0
合計又は平均	75	2名減	42.6	14.1

(13)主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	千円
㈱日本政策金融公庫	234,070
㈱埼玉りそな銀行	108,671
㈱みずほ銀行	94,000
㈱商工組合中央金庫	54,370
㈱足利銀行	17,434

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数　発行済株式の総数　27,098,282株(自己株式54,303株を除く。)

(2) 株主数　1,411名

(3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社フクジュコーポレーション	4,337	16.00
シービーエイチケイエスエイフボンセキュリティーズコーリミテッドアカウントグローバル	2,775	10.24
西村治彦	1,817	6.70
安本匡宏	1,200	4.42
プラコー共栄会	1,168	4.31
株式会社オーキタ	753	2.77
吉川愼太郎	715	2.63
佐藤充弘	663	2.44
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	659	2.43
秦範男	592	2.18

(注)　持株比率は、自己株式(54,303株)を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒澤秀男	
取締役	篠澤淨天	
取締役	平石昌之	
取締役	小沢剛司	小沢法律事務所所長
監査役（常勤）	村越誠	
監査役	工藤啓介	工藤啓介法律事務所所長
監査役	野崎正	さいたま法律事務所所長

（注）1. 取締役小沢剛司氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役工藤啓介氏及び野崎正氏は、社外監査役であります。
3. 監査役野崎正氏は、平成27年６月29日開催の第55期定時株主総会において、監査役選任議案を付議することができず、監査役に欠員が生じたため、平成27年７月31日にさいたま地方裁判所において、仮監査役として選任され就任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　４名　　49,620千円（うち社外取締役１名　2,070千円）
監査役　３名　　10,650千円（うち社外監査役２名　4,470千円）

（注）上記の支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額2,580千円（取締役2,400千円、監査役180千円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

1. 取締役小沢剛司氏は小沢法律事務所所長であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。
2. 監査役工藤啓介氏は工藤啓介法律事務所所長であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。
3. 監査役野崎正氏はさいたま法律事務所所長であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会等への出席状況及び発言状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取締役	小沢　剛司	当期開催の取締役会19回のうち15回に出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。
監査役	工藤　啓介	当期開催の取締役会19回のうち11回に出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち9回に出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。
監査役	野崎　　正	当期開催の取締役会19回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち11回に出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人ブレインワーク

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	17,000千円
②	当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

（注）1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340 条第1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他業務の適正を確保する為の体制

① 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

取締役会は、それぞれの取締役が倫理及びコンプライアンス並びに各種社内規程に反する行為を行わないよう、内部相互牽制体制を整備しております。また、株主・投資家の皆様への情報開示のため、社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報を迅速かつ正確に開示するなど、経営の透明性を高めるよう努めてまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報は文書保存規程に従い適切に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有しており、リスク管理部門として総務・経理部がリスク管理活動を統括し、規程の作成をいたしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

イ．定例の取締役会を月１回開催し重要事項について審議及び決定をします。

ロ．取締役会で決定された経営方針あるいは各種指示事項に従い、迅速かつ的確な業務執行機関として、取締役及び各部の責任者が出席する常務会を月１回開催し経営課題の解決策を決定し、それに従い処理をしております。

ハ．業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中長期的な経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定しております。

⑤ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

取締役会は、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、倫理及びコンプライアンス並びに各種社内規程に反する行為等について適用する内部通報制度を運用しております。

⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する為の体制

本年３月末日現在においては、当社に親会社、子会社は存在しておりません。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補佐すべき使用人はおりませんが、今後、監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役会は監査役会と協議し、その意見を十分考慮して決定いたします。

尚、本年３月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき使用人を置くことについて求めておりません。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役補助者の人事異動について、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定いたします。

ロ．監査役補助者の賃金、その他報酬についても監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定します。

⑨　取締役及び使用人が監査役に報告をする為の体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。

ロ．前項の報告、情報提供としての主なものは、次の通りといたします。

1.　当社の内部統制システム構築に係る進捗状況
2.　当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
3.　当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定
4.　当社の業績状況
5.　監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

イ．担当部門は、内部監査活動の状況と結果、その他の職務の状況を常勤監査役に遅滞なく報告する。

ロ．代表取締役と常勤監査役にて、随時意見交換を行う。

ハ．監査役会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。

⑪　業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、内部統制の基本方針に沿って、内部統制の運用状況について重要な不備がないか定期的にモニタリングを行っております。併せて、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止等の教育及び研修を実施しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注）　本事業報告中の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,835,859**	**流動負債**	**1,271,450**
現金及び預金	634,581	支払手形	430,497
受取手形	301,767	買掛金	175,651
売掛金	648,656	一年以内償還予定の社債	28,600
製品	10,504	一年以内返済予定長期借入金	191,841
材料	31,984	未払金	40,465
仕掛品	118,185	未払法人税等	42,182
貯蔵品	844	未払消費税等	30,770
前払費用	5,605	未払費用	9,272
前渡金	27,415	前受金	231,187
繰延税金資産	49,553	預り金	8,754
その他の流動資産	7,045	前受収益	4,093
貸倒引当金	△285	製品保証引当金	31,276
固定資産	**716,300**	賞与引当金	27,536
有形固定資産	**623,475**	リース債務	13,390
建物	93,248	その他の流動負債	5,930
構築物	3,741	**固定負債**	**593,639**
機械及び装置	28,496	社債	142,800
車輌及び運搬具	2,794	長期借入金	329,744
工具器具及び備品	7,972	リース債務	32,497
土地	463,119	役員退職慰労引当金	19,125
リース資産	24,103	再評価に係る繰延税金負債	53,098
無形固定資産	**20,133**	その他固定負債	16,374
電話加入権	72	**負債合計**	**1,865,089**
ソフトウェア	20,061	**純資産の部**	
投資その他の資産	**72,690**	**株主資本**	**567,066**
投資有価証券	51,794	**資本金**	**1,332,945**
長期未収入金	1,200	**資本剰余金**	**131,387**
保証金	2,684	資本準備金	131,387
会員権等	13,010	**利益剰余金**	**△823,320**
破産更生債権	410	その他利益剰余金	△823,320
長期前払費用	16,374	繰越利益剰余金	△823,320
繰延税金資産	376	**自己株式**	**△73,945**
その他の投資	101	**評価・換算差額等**	**122,552**
貸倒引当金	△13,260	**その他有価証券評価差額金**	**1,328**
繰延資産	**2,550**	**土地再評価差額金**	**121,224**
社債発行費	2,550	**純資産合計**	**689,619**
資産合計	**2,554,709**	**負債及び純資産合計**	**2,554,709**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自平成28年４月１日
至平成29年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		3,695,761
売　　上　　原　　価		2,677,698
売　　上　　総　　利　　益		**1,018,062**
販売費及び一般管理費		754,017
営　　業　　利　　益		**264,045**
営　　業　　外　　収　　益		
受取利息及び配当金	688	
受　　取　　地　　代　　家　　賃	3,960	
物　　品　　売　　却　　益	1,324	
為　　替　　差　　益	2,261	
そ　の　他　の　営　業　外　収　益	2,437	10,671
営　　業　　外　　費　　用		
支　　払　　利　　息	6,288	
売　　上　　割　　引	1,770	
そ　の　他　の　営　業　外　費　用	879	8,938
経　　常　　利　　益		**265,779**
特　　別　　損　　失		
固　定　資　産　除　却　損	2,099	
減　　損　　損　　失	14,333	16,432
税　引　前　当　期　純　利　益		**249,346**
法人税、住民税及び事業税		42,111
法　　人　　税　　等　　調　　整　　額		△54,877
当　　期　　純　　利　　益		**262,112**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自平成28年４月１日
至平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成28年４月１日残高	1,332,945	131,387	131,387
事業年度中の変動額			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
土地再評価差額金の取崩			
事業年度中の変動額合計			
平成29年３月31日残高	1,332,945	131,387	131,387

（単位：千円）

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成28年４月１日残高	△1,095,400	△1,095,400	△5,623	363,309
事業年度中の変動額				
当期純利益	262,112	262,112		262,112
自己株式の取得			△69,235	△69,235
自己株式の処分			914	914
土地再評価差額金の取崩	9,967	9,967		9,967
事業年度中の変動額合計	272,079	272,079	△68,321	203,757
平成29年３月31日残高	△823,320	△823,320	△73,945	567,066

（単位：千円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年４月１日残高	△9,437	131,191	121,753	485,062
事業年度中の変動額				
当期純利益				262,112
自己株式の取得				△69,235
自己株式の処分				914
土地再評価差額金の取崩		△9,967	△9,967	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	10,766		10,766	10,766
事業年度中の変動額合計	10,766	△9,967	799	204,557
平成29年３月31日残高	1,328	121,224	122,552	689,619

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券……時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品……個別法による原価法

原材料……移動平均法による原価法

貯蔵品……最終仕入原価法

「評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております」

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、減損処理した資産については耐用年数を経済的残存使用年数、また、残存価額を耐用年数到来時点の正味売却価額としております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）を償却年数としております。

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

1)一般債権

貸倒実績率法によっております。

2)貸倒懸念債権及び破産更生債権

個別に回収可能性を勘案の上、貸倒見積額を計上しております。

② 賞与引当金……使用人及び兼務取締役に対する賞与金の支給に備えるため、支給実績を勘案の上、次回支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

④ 製品保証引当金……検収後に保証期間のコストのうち将来に損失が発生する可能性が高いと見込まれるものは、当該損失額を合理的に見積り、製品保証損失に備えるため、製品保証引当金を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年６月17日)を当会計期間に適用し、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

・従業員持株ＥＳＯＰ信託

(1)取引の概要

本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の充実を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としています。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度のＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）及び平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

本制度は、「プラコー従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。本制度では、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下、「本信託契約」といいます。）締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社との間で、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）（以下、「信託Ｅ口」といいます。）を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。今後数年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、信託Ｅ口が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時までに、信託Ｅ口が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また、当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年３月26日）を適用しております。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当会計年度68,289千円、673千株であります。

(3)総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当会計年度94,000千円

・繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 土地の再評価に関する法律の適用

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成13年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算出しております。

再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回っている額　33,419千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　893,612千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金預金	94,000千円
建物	60,268千円
土地	463,119千円
合計	617,387千円

担保に係る債務

短期借入金	97,740千円
長期借入金	230,330千円
社債	171,400千円
合計	499,470千円

(4) 偶発債務

当社が納入した機械の性能不良、品質不良により、通常予想される金額以上の追加的補償が生じる可能性があります。

(5) 休止固定資産

有形固定資産には、以下の休止固定資産（期末帳簿価額）が含まれております。

建物	19,380千円
土地	195,119千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費　6,029千円

(2) 売上原価

期末たな卸資産は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の数字であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれています。　2,193千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の数　普通株式　27,152,585株

(2) 当事業年度末日における自己株式の種類及び数　普通株式　726,303株

（注）信託Ｅ口が保有する当社株式を自己株式に含めております。（当事業年度末673千株）

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は繰越欠損金、固定資産減損損失否認、賞与引当金の否認等であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

当社は、売掛債権について、営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金・社債の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	634,581	634,581	―
(2) 受取手形	301,767	301,767	―
(3) 売掛金	648,656	648,656	―
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	51,794	51,794	―
資　産　計	1,636,800	1,636,800	―
(1) 支払手形	430,497	430,497	―
(2) 買掛金	175,651	175,651	―
(3) 長期借入金　(※１)	521,585	522,498	△913
(4) 社債　(※２)	171,400	171,400	―
負　債　計	1,299,133	1,300,046	△913

(※１) １年以内返済予定の長期借入金 191,841千円は、長期借入金 521,585千円に含めております。
(※２) １年以内償還予定の社債 28,600千円は、社債 171,400千円に含めております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金及び(2)受取手形、並びに(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は証券取引所の価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び(2)買掛金

これらの時価は、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金及び(4)社債

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入をした場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

7.　賃貸等不動産に関する注記

当社は、遊休資産として、静岡県掛川市において、工場用として使用していた不動産を所有しております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：千円）

項　　目	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
賃貸等不動産（土地）	209,453	△14,333	195,119	193,300
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産(建物)	23,347	△3,967	19,380	21,200

（注）1　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2　主な変動減少は、減損損失　　14,333 千円

3　時価の算定方法(1) 国内の不動産については、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて不動産鑑定士により算定した金額であります。

8.　１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　　26円10銭

(2)　１株当たり当期純利益　　９円69銭

（注）1　信託Ｅ口が保有する当社株式を、１株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。（当事業年度末673千株）

2　信託Ｅ口が保有する当社株式を、１株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。（当事業年度41千株）

9.　資産除去債務に関する注記

当社は、本社土地の一部の不動産賃貸契約に基づき、土地の退去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月23日

株式会社　プ　ラ　コ　ー
　取締役会　御中

監査法人ブレインワーク
代表社員
業務執行社員　公認会計士　小　林　正　俊　㊞

業務執行社員　公認会計士　津　谷　晴　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社プラコーの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月1日から平成29年３月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ブレインワークの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月26日

株式会社プラコー　監査役会

常勤監査役　　村　越　　誠 ㊞

社外監査役　　工　藤　啓　介 ㊞

社外監査役　　野　崎　　正 ㊞

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類

１．議決権の代理行使の勧誘者

株式会社プラコー
代表取締役社長　黒澤　秀男

２．議案及び参考事項

第１号議案　取締役４名選任の件

当社は、平成28年６月29日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって取締役４名全員が任期満了となっておりますが、同第56期定時株主総会にて上程いたしました取締役選任議案が否決されたため、会社法第346条第１項の定めにより、黒澤秀男、平石昌之、篠澤淨天、小沢剛司の各氏が取締役としての権利義務を有する者として職務を遂行してまいりました。

つきましては、当社の事業の継続的な発展と株主共同の利益の確保のため、あらためて取締役４名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	黒澤（くろさわ）　秀男（ひでお） （昭和36年12月10日）	昭和60年４月　当社入社 平成11年４月　当社本社営業部長 平成18年４月　当社購買部長 平成22年６月　当社取締役営業部長 平成24年７月　当社常務取締役 平成26年７月　当社代表取締役専務 平成27年７月　当社代表取締役社長 現在に至る	95,000株
2	平石（ひらいし）　昌之（まさゆき） （昭和40年10月13日）	昭和59年４月　当社入社 平成14年４月　当社環境機械事業本部環境機械部長 平成15年10月　当社営業本部関東営業部担当部長 平成19年４月　当社営業本部営業統括部長 平成23年４月　当社営業部執行役員（営業担当） 平成24年６月　当社取締役執行役員（営業担当） 平成26年６月　当社取締役 現在に至る	82,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	篠澤　淨天（しのざわ　きよたか） （昭和27年10月11日）	昭和46年３月　当社入社 平成11年４月　当社生産本部技術部長 平成13年４月　当社生産本部購買部長 平成21年４月　当社生産本部生産管理部長 平成23年４月　当社生産部執行役員 （管理・購買・原価管理担当） 平成24年６月　当社取締役執行役員 （管理・購買・原価管理担当） 平成26年６月　当社取締役 現在に至る	26,000株
4	小沢　剛司（おざわ　たけし） （昭和42年９月10日）	平成９年４月　弁護士登録（埼玉弁護士会） 平成９年４月　小宮法律事務所入所 平成12年10月　小沢法律事務所開設 平成22年６月　当社取締役 平成24年６月　当社取締役 平成26年６月　当社取締役 現在に至る	0株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小沢剛司氏は、弁護士として培われたコンプライアンス等に関する専門的な知識・経験等を当社経営にいかしていただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、当社は、小沢剛司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 小沢剛司氏の当社社外取締役就任期間は本総会会終結の時をもって７年となります。

第２号議案　監査役３名選任の件

当社は、平成28年６月29日開催の第56期定時株主総会にて上程いたしました監査役選任議案が否決され、監査役の員数３名のうち１名について法定員数を欠く状態が継続することとなったため、さいたま地方裁判所の決定に基づき野崎正氏が仮監査役として職務を遂行してまいりました。仮監査役の任期は当社の株主総会において選任された監査役が就任するまでの期間となっておりますので、あらためて監査役として野崎正氏の選任をお願いするものであります。

また、村越誠氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査機能の更なる充実を図るため、新たに社外監査役２名を含む、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	清水　孝正（しみず　こうせい） （昭和23年11月８日）	昭和42年５月　当社入社 平成10年10月　当社技術開発室部長 平成12年５月　当社管理本部技術部部長 平成19年４月　当社生産本部検査部長 平成21年６月　当社監査役 平成25年７月　当社品質アドバイザー 現在に至る	30,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社株式数
2	野崎（のざき） 正（まさし） （昭和37年２月８日）	平成６年４月 平成６年４月 平成12年10月 平成15年４月 平成27年７月	弁護士登録（埼玉弁護士会） 石川博光法律事務所入所 さいたま法律事務所設立 埼玉弁護士会副会長 さいたま地方裁判所の決定に基づき当社仮監査役 現在に至る	0株
3	西村（にしむら） 治彦（はるひこ） （昭和20年５月８日）	昭和46年８月 昭和49年４月 平成26年４月	西村社会保険労務士事務所設立 労働保険事務組合、雇用保険労災指導協会を設立 社会保険労務士法人西村社会保険労務士事務所として組織法人化、代表社員 現在に至る	1,817,000株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野崎正氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査役体制にいかしていただくため、社外監査役として選任するものであります。なお、当社は、野崎正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。野崎正氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
3. 西村治彦氏は、社会保険労務士として、また、西村社会保険労務士事務所（20都府県46事業所）の経営者として、培われた豊富な経験、幅広い知見等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任するものであります。

第３号議案　資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

本議案は、会社法第447条第１項に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本件資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的は、欠損填補により財務体質を健全化し、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を可能にするとともに、株主の皆様への早期復配の実現を可能にする体制を構築し、株主共同の利益を確保することにあります。なお、本議案による資本金の額の減少は、貸借対照表における「純資産の部」の勘定科目間の振替処理にすぎず、これにより発行済株式総数及び純資産額に変動はありませんので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございませんし、本件資本金の額の減少を理由に株式価値が減少することはございません。むしろ資本政策及び配当政策の点から株式価値の向上に寄与するものと考えております。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額1,332,945,556円のうち823,320,810円を減少して、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を509,624,746円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

平成29年８月１日を予定しております。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1. の資本金の額の減少の効力発生を条件として、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金823,320,810円全額を減少して、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたしたいと存じます。

(1)減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金823,320,810円

(2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金823,320,810円

以　上

株 主 総 会 会 場 略 図

会　　場　　さいたま市民会館いわつき（５階会議室）
埼玉県さいたま市岩槻区太田３丁目１番１号
電話番号　　(048)―756―5151（代表）

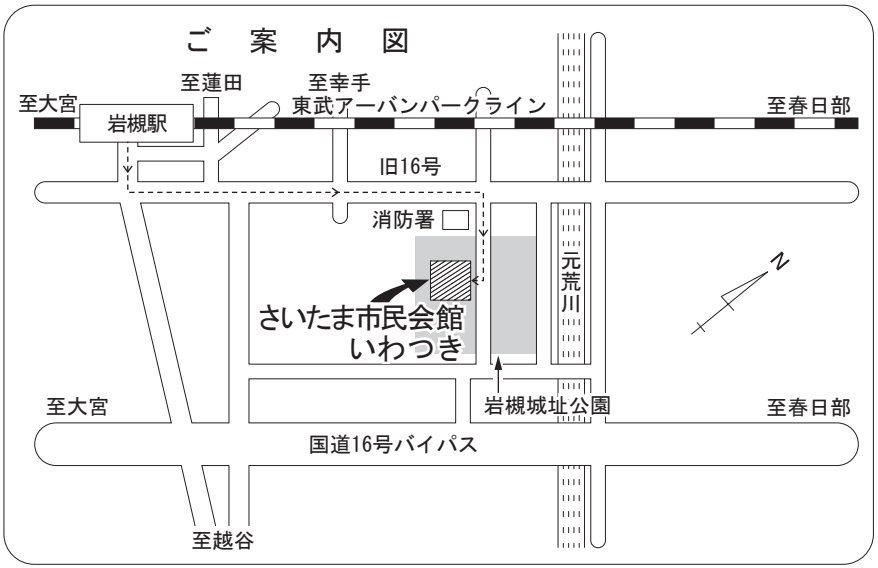

最寄り駅
東武アーバンパークライン　岩槻駅下車（徒歩約25分）